

社団法人 下呂温泉観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人下呂温泉観光協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を岐阜県下呂市内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、下呂温泉及びその周辺地域における観光事業の健全なる発達を図るとともに、下呂温泉の国際化や外国との交流、また健康保養の増進に努め、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝と観光客誘致
- (2) 観光資源の保護および開発の促進
- (3) 観光地内の環境整備および雰囲気づくり
- (4) 観光に対する意識向上のための研修
- (5) 観光事業の調査研究および観光情報の収集伝達
- (6) 観光物産品の宣伝および開発奨励
- (7) 観光刊行物の発行および販売
- (8) 観光関係諸機関との連絡
- (9) 国際観光の振興および国際交流の促進、並びに国外からの旅行客の誘客を行う
- (10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 下呂市内および隣接する地域において事業を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (2) 賛助会員 下呂市外の者で、下呂温泉の観光事業に関係するもの。およびこの法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者。または学識経験者で総会において推薦されたもの。

(入会金および会費)

第 6 条 正会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 入会を認められた正会員および賛助会員は、1 ヶ月以内に入会金および会費（賛助会員については入会金を除く）を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 禁治産または準禁治産の宣告を受けたとき

(3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき

(4) 2 年以上会費を滞納したとき

(5) 除名

(退 会)

第 9 条 正会員および賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款または規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員 等

(役員の種類および定数)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 4名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理 事 25名以上30名以内(会長、副会長および専務理事を含む)

- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 5名以内

(役員を選任等)

- 第13条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 会長、副会長および専務理事は、理事会において互選する。
 - 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねる事はできない。
 - 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

- 第14条 会長はこの法人を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
 - 5 監事は、次にかかげる業務を行う。
 - (1) この法人の会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 会計および業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会および主務官庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第16条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

- 第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(名誉会長)

第18条 本会に、名誉会長を1名置くことができる。

- 2 名誉会長は、観光界の発展に顕著な功績のあった者のうちから総会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ意見を述べまたは会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第19条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べまたは会議に出席して意見を述べるができる。

第4章 総 会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数、出席者および出席者氏名(団体会員にあっては、名称および出席者氏名)

(3) 開催目的、審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款で、別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第32条 理事会は会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会には第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」および「正会員」とあるのは、「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 この法人は、その目的を達成するために必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 3 委員会の委員は、理事会の同意を得、会長が委嘱する。

第7章 財産および会計

(財産の構成)

第36条 この法人の財産には次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決によって別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第39条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支計算)

第41条 この法人の事業報告および収支計算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が、借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人の解散のときに有する残余財産の処分は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事 務 局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は会長が任命する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第48条 事務局には、常に次の帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事およびその他職員の名簿および履歴書
- (4) 許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 事業計画および予算に関する書類
- (8) 事業報告および決算に関する書類
- (9) 資産および負債の状況を示す書類
- (10) その他必要な帳簿および書類

第10章 補 則

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第13条第1項および第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画および予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立初年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成18年7月31日から施行する。